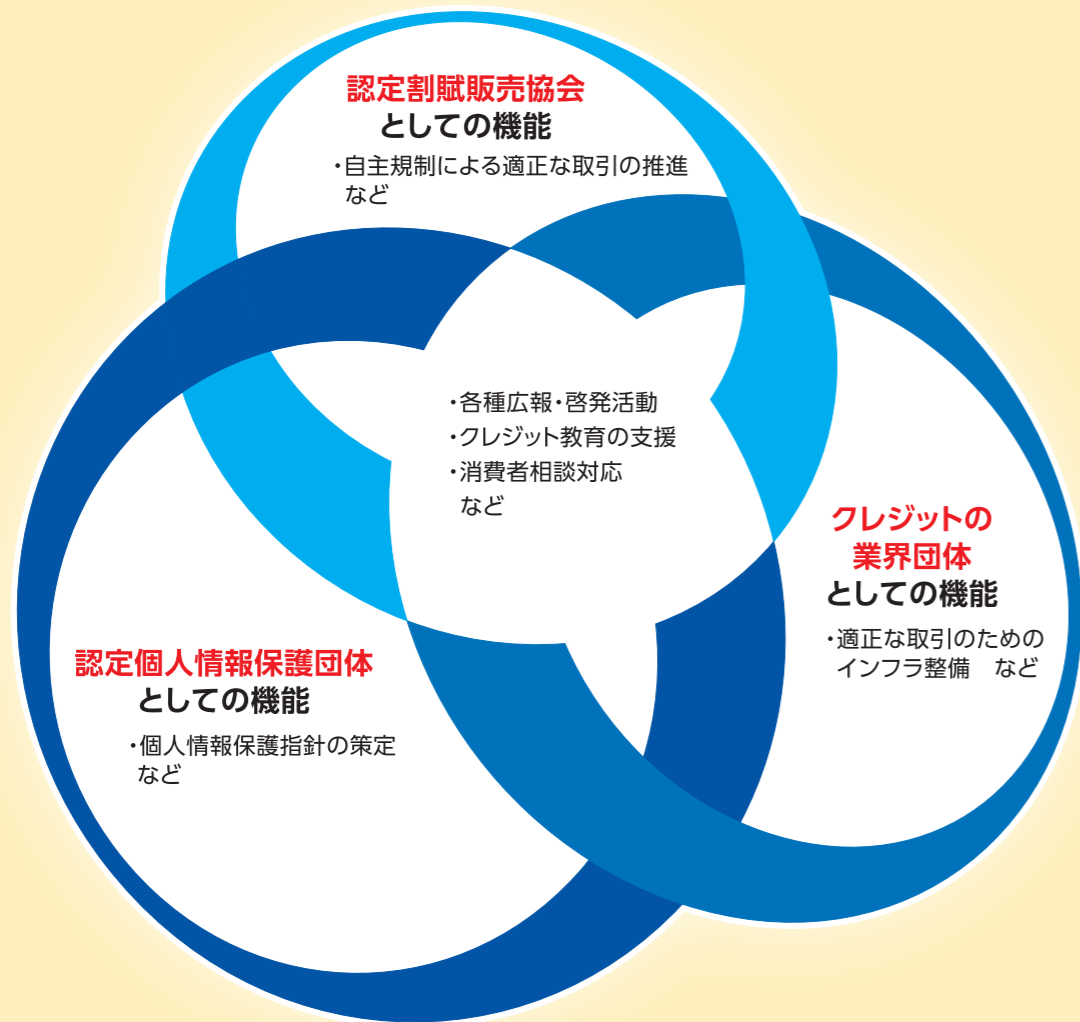


日本クレジット協会の活動について

- クレジット関連会社・団体約1,000社が会員となっているクレジットに関する総合団体です。
- 法律に基づく(割賦販売法・個人情報保護法)認定団体として、
自主規制規則などを策定し消費者保護と適正な取引の推進を行っています。
- 各種広報・啓発活動、インフラ整備、クレジット教育の支援などを通じて、
皆様のクレジット生活がより豊かで安全・安心なものとなるよう日々活動しております。



詳しい活動については、当協会のホームページをご覧ください。
<http://www.j-credit.or.jp/>



クレジットに関する相談はこちら

消費者相談室 Tel 03-5645-3361

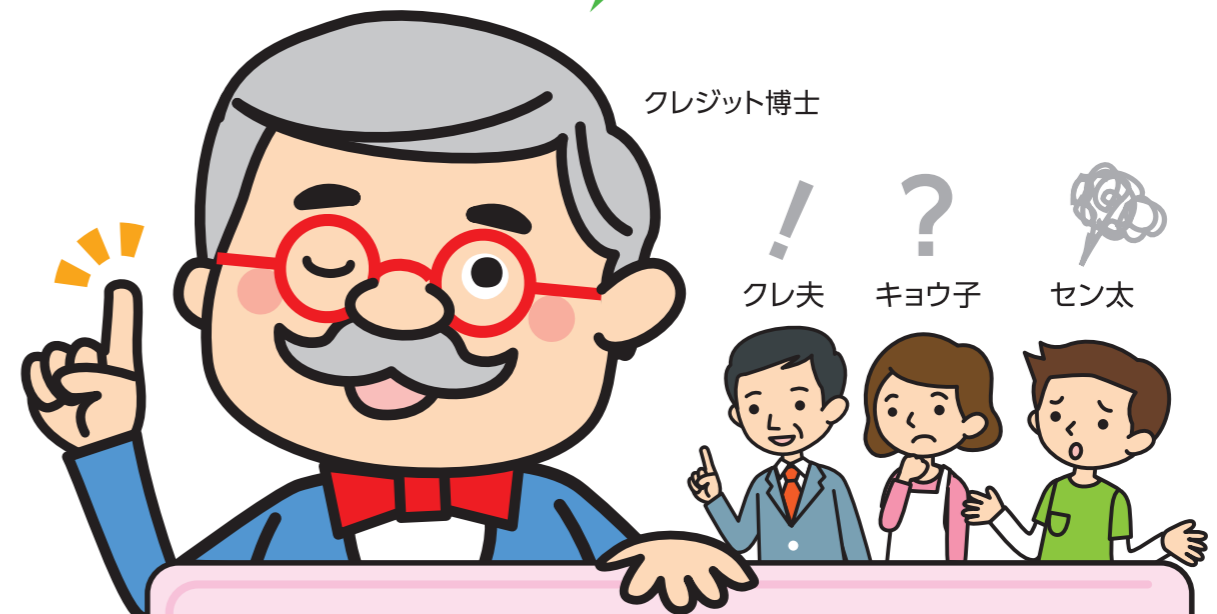
受付時間:10:00~12:00 13:00~17:00
月曜日~金曜日(ただし、祝祭日および年末年始を除く)

個人情報に関する相談はこちら

個人情報保護推進センター Tel 03-5645-3360

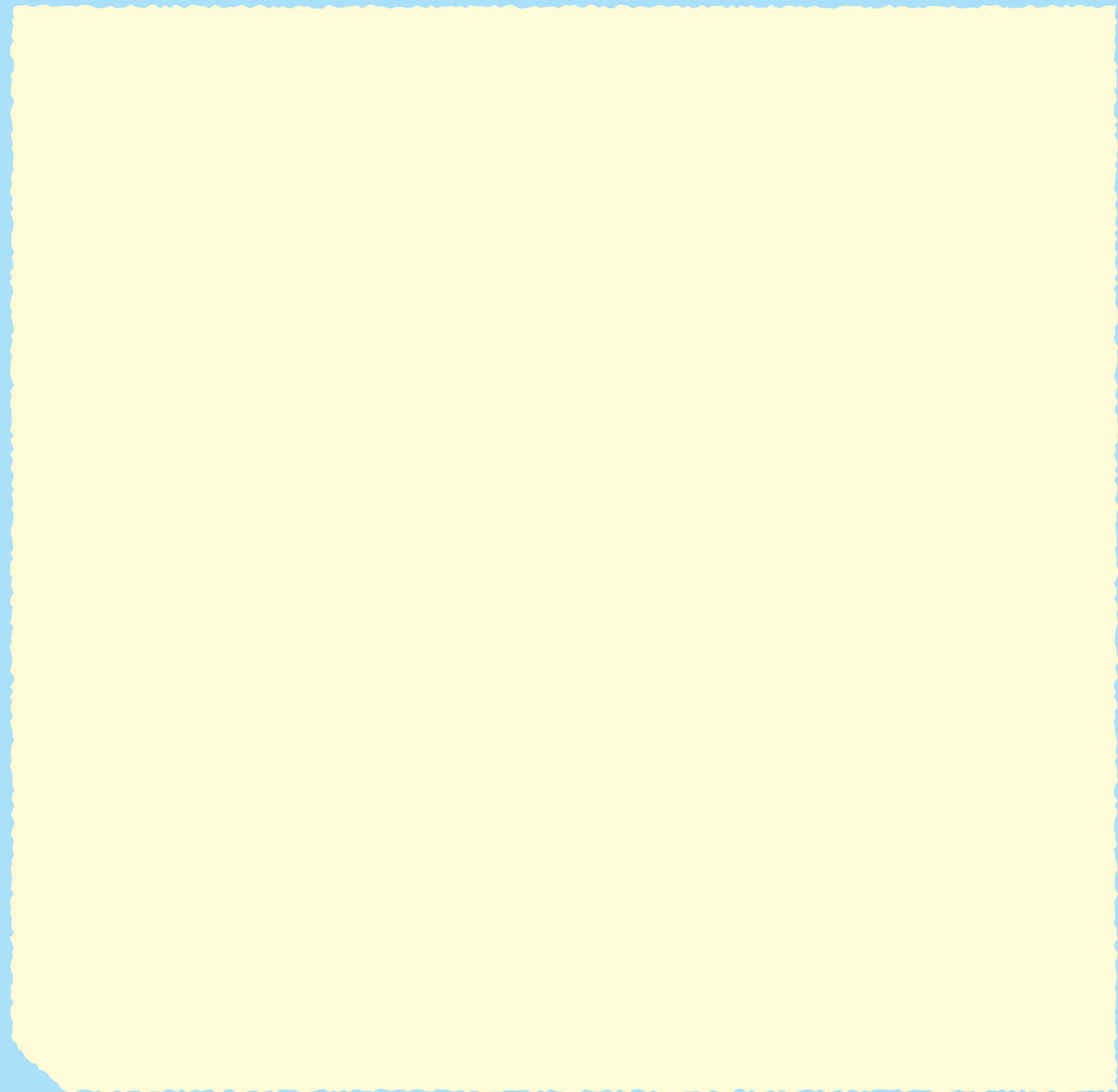
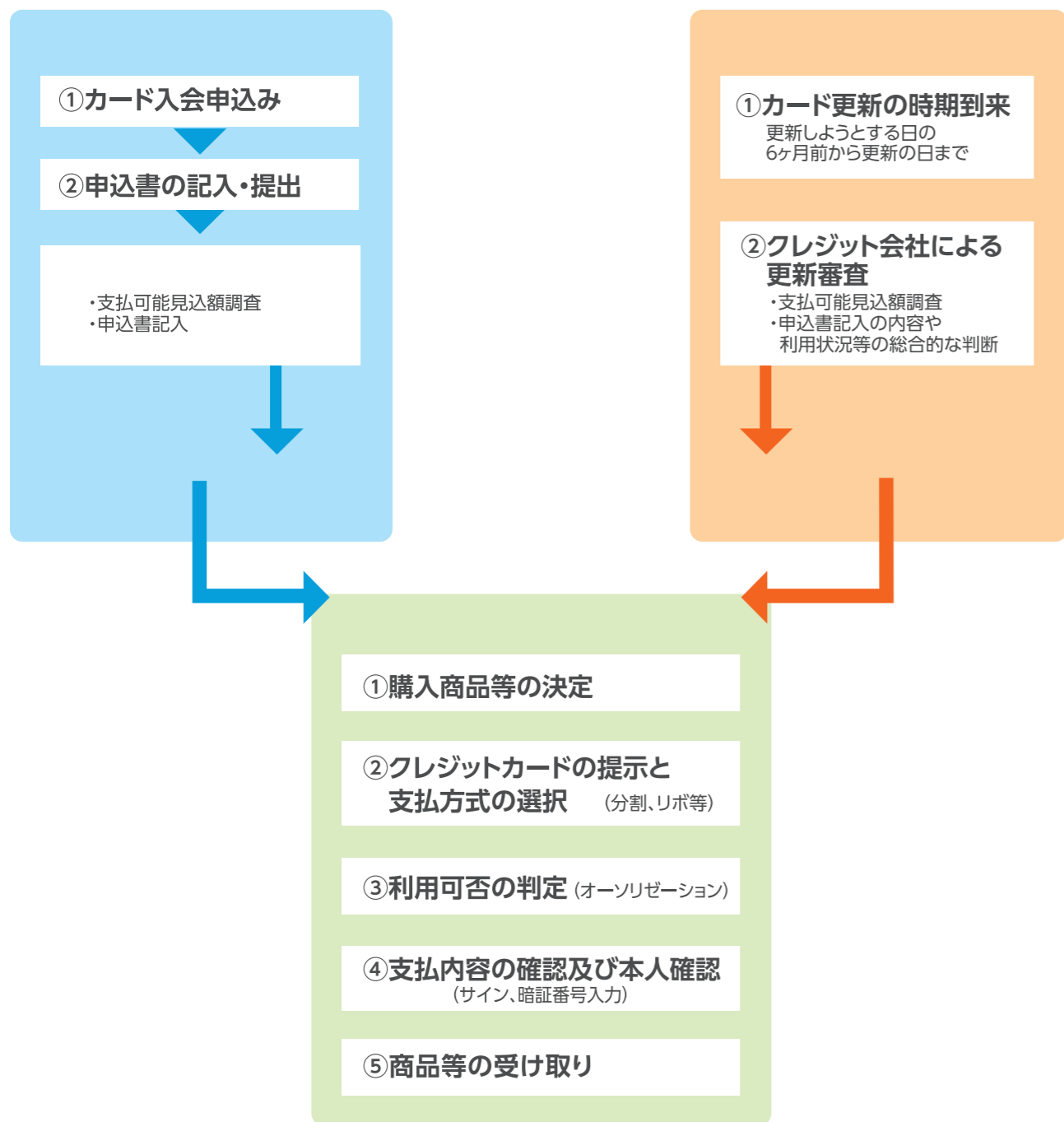
受付時間:10:00~12:00 13:00~16:00
月曜日~金曜日(ただし、祝祭日および年末年始を除く)

知っておこう！ クレジットの申込時の 法律チェックポイント



みなさんの日常生活で不可欠となっている「**クレジットカード**」や「**個別クレジット**」を利用する際には、クレジット会社との契約により、守らなければならないルールがあるのじゃ。
これに加えて、「**割賦販売法**※」という法律によって消費者の保護と取引の健全な発達のための規制がされているのじゃ。
このパンフレットではこの法律が、クレジットの申込の時にどのように関係しているかみていこう！

※なお、この法律の対象取引は分割払いやリボルビング払いなど2か月を超える取引であり、翌一括払いは含まれていないのじゃ。



3 個別クレジット

(個別信用購入あっせん)の場合

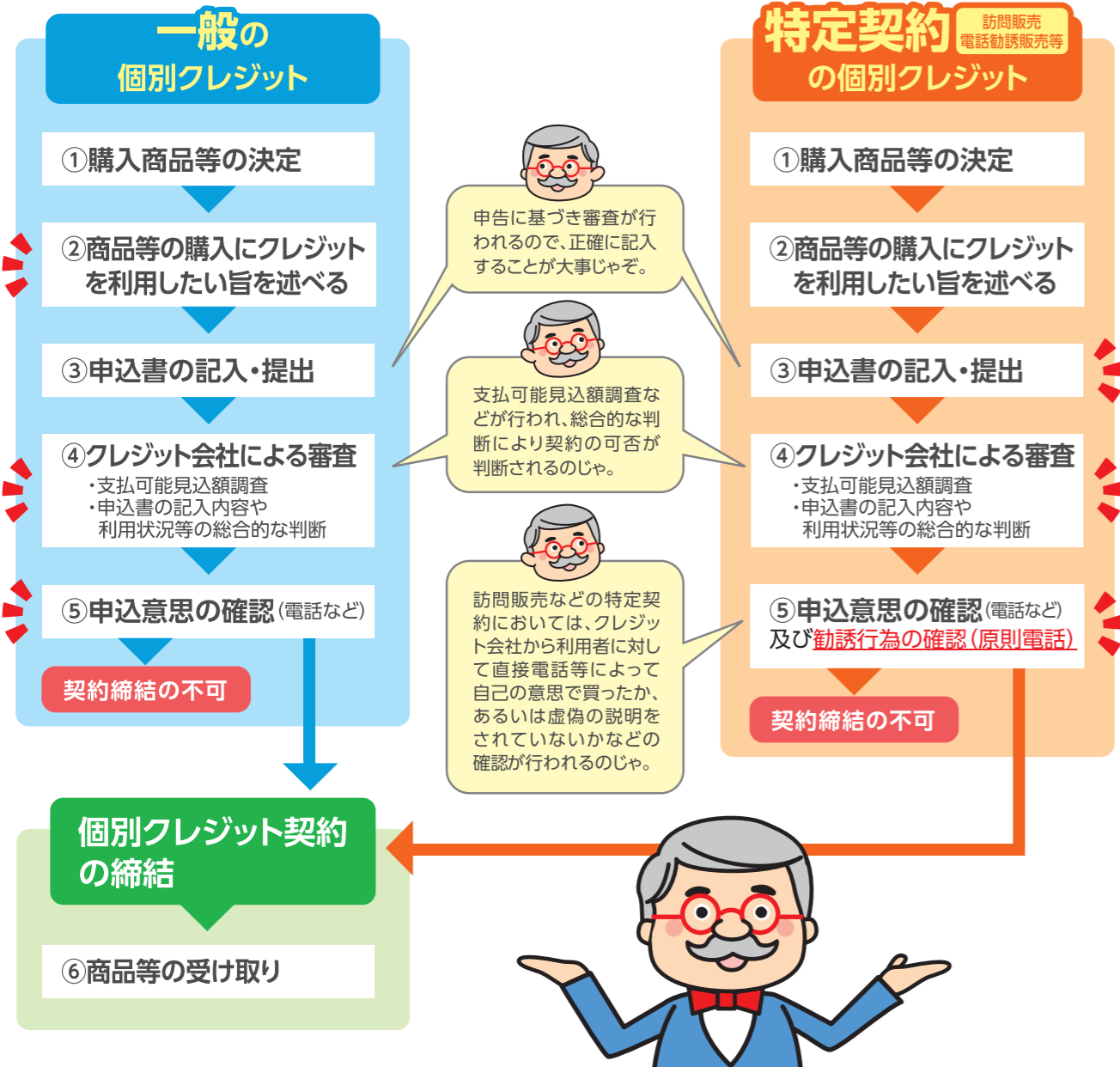


個別クレジットの場合、支払可能見込額調査は商品等の購入で利用の申し込みをするたびに行われるのじゃ。



個別クレジットの利用の流れ

★ページ下参照



特定契約とは

特定契約とは、特定商取引法により定められている5種類の取引で、訪問販売のほか、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引があります。個別クレジットの中で特定契約に係る取引については法律により「勧誘行為の確認」など規制が強化されています。*
※7ページ下参照

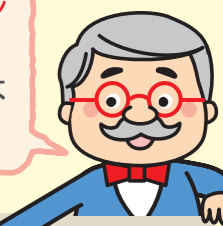


クレジット博士のQ&A その2



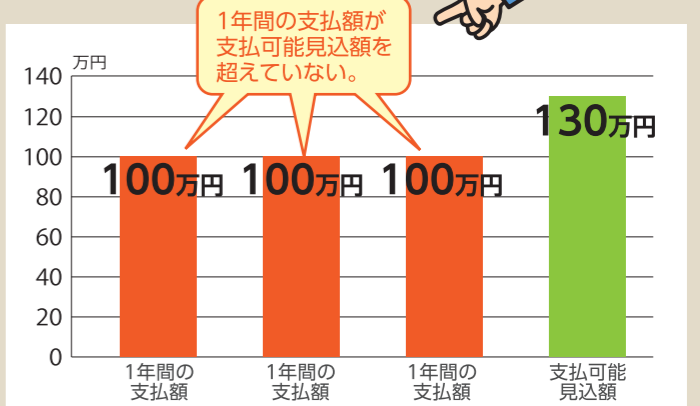
Q 私の年収は400万円なんだけど、300万円の商品を3年払いの個別クレジットで買えるの？

A 一年間に支払う額が支払可能見込額を超えなければ個別クレジット契約が締結できるのじゃ。3ページの計算式を元に考えてみよう。



例：クレ夫さんの場合

手数料を含めて300万円の商品を3年払いの契約なので、1年間の支払額は100万円となる。したがって、3ページの計算式によるクレ夫さんの支払可能見込額である130万円を超えていないため、支払可能見込額との関係では個別クレジット契約を結ぶことが出来るのじゃ。



Q 携帯電話の月々の支払で利用料と一緒に支払う本体の分割払い代金も個別クレジットなの？

A 個別クレジットじゃ。本体の分割払い代金が月々の支払いの中に含まれているため、月々の支払いを延滞すると本体の分割払い代金も延滞したことになり、他のクレジットの利用に影響が出る場合があるので注意が必要じゃ。



一般の個別クレジットと特定契約における個別クレジットの違い

訪問販売等の特定契約における個別クレジットの場合には、一般の個別クレジットの審査に加えて、「勧誘行為の確認」が付加されます。この調査はクレジット会社から利用者に対して直接電話で行われます。なお、この調査の結果、販売会社(クレジット加盟店)に違反行為があった場合には、個別クレジット契約の締結が禁止されます。また、特定契約の場合、一定の期間内であればクレジット契約のクーリングオフができます。

特定契約の場合

一般の個別クレジットの審査
(支払可能見込額調査など)

勧誘行為の確認
(商品の説明に嘘がなかったか、契約内容などの説明に事実と異なることはなかったか、など)